

薬剤(商品)補償制度

動産総合保険

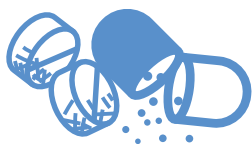
加入のご案内

日本薬剤師会
オリジナル
商品!

火災から自然災害、うっかりミスまで
薬局内収容の薬剤(商品)を幅広く補償します。

特長・ポイント

1 薬剤の破・汚損を補償



調剤中に誤って床に落としてしまうなど、**取り扱い上の不注意**による事故も補償します。

2 保冷库保管中の事故を補償*



自然災害による停電や温度設定ミスなど、保冷库に保管中の薬剤が使用不能となった場合に補償します。
(※薬剤の事故に限ります)

3 配達中*の事故による薬剤の破汚損を補償



薬局の従業員が、**在宅患者に薬剤を配達中**、事故等により薬剤を破汚損した場合補償します。
(※宅配業者による配達是对象外です)

対象となる事故例

① 火災、落雷、破裂・爆発



事故例

薬局で火災が発生し、薬剤(商品)が消失した。

② 風災、雹災、雪災



事故例

強風による飛来物で窓ガラスが割れ、そこから入る雨により薬剤(商品)が汚損した。

③ 水災



事故例

大雨により薬局が浸水し、薬剤(商品)が水浸しとなり汚損した。

④ 建物外部からの物体の衝突、飛来など



事故例

薬局に車が突っ込み、薬剤(商品)が破損した。

⑤ 盗難



事故例

薬局に泥棒が侵入し、薬剤(商品)が盗まれた。

⑥ その他不測かつ突発的な事故



事故例

分包機に薬剤をセットする際、手元が狂い薬剤を床に落とし汚損してしまった。

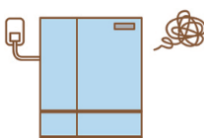
⑦ 患者宅へ配達中の事故



事故例

薬局の従業員が、患者宅に自転車で薬剤(商品)を配達中、自動車と接触し薬剤(商品)が汚損した。
(注)

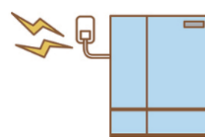
⑧ 冷凍・冷蔵損害(1)



事故例

本来2℃～8℃で保冷库の温度設定すべきところを、誤ってマイナス2℃で設定し薬剤を凍結させ使えなくなりました。

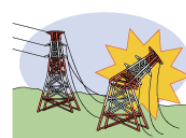
⑨ 冷凍・冷蔵損害(2)



事故例

落雷によりブレーカーが破損し、保冷库に通電されなくなった結果、保管中の薬剤が溶けて使用不能となった。

⑩ 冷凍・冷蔵損害(3)



事故例

自然災害による土砂崩れで送電線が広範囲に破壊され、24時間以上停電が継続した結果保冷库に保管中の薬剤が使用不能となった。

(注) 2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。

保険
期間

2024年2月15日午後4時～2025年2月15日午後4時まで 1年間

※中途加入も可能です



公益社団法人
日本薬剤師会
Japan Pharmaceutical Association

1 加入対象者について

対象者	日本薬剤師会会員名簿で、薬局または店舗販売業の「開設者」、「法人代表者」、「管理薬剤師」として登録されている日薬正会員である薬剤師の方
対象となる薬局*	日本薬剤師会正会員である「開設者」、「法人代表者」、「管理薬剤師」の登録がある薬局（または店舗販売業）

※ 病院は対象外です。

2 補償の内容について

(1) 薬剤（商品）補償制度の特長

- ・本補償制度は、日本薬剤師会正会員が開設または管理薬剤師を行う薬局で、加入薬局の店舗内に保管中の薬剤（商品）が偶然な事故により損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
- ・保険金のお支払いは、保険金額の設定額を限度に、実際の損害額（仕入価額）で補償します。

(2) 補償内容／補償（保険）金額

補償（保険）金額は、在庫高の範囲内で100万円単位にて任意の金額に設定ください。
設定例についてはP2「4. 保険料例」および「5. モデルプラン」を参照ください。

補償内容 (対象となる主な事故)	補償（保険）金額 (1 事故限度額)
■ 火災、落雷、破裂・爆発 ■ 風災・雹災・雪災 ■ 建物の外部からの物体の衝突、飛来など ■ 給排水設備に生じた事故による水濡れなど ■ 騒擾、労働争議など ■ 盗難 ■ 水災 ■ その他不測かつ突発的な事故	契約時に設定した保険金額 (自己負担額 5 千円) *火災、落雷、破裂・爆発は自己負担額なし
■ 患者宅へ配達中の事故など	50万円 (自己負担額 5 千円)
■ 冷凍・冷蔵損害* (補償対象は薬剤のみ)	100万円 (自己負担額 1 万円)

※敷地外に発生した偶然な事故に起因した電力供給の停止が原因の場合は、その電力供給の停止が24時間以上継続した場合に限ります。

3 保険期間と保険料

(1) 新規申込

- ◆ 保険期間：2024年2月15日午後4時～2025年2月15日午後4時
- ◆ 申込締切日：2024年2月14日

(一括払)

年間保険料	保険料 = 4,800 円 × 保険金額 (百万円)
-------	----------------------------

(2) 中途加入

- ◆ 保険期間：申込日(郵便局受付日)の翌日午前0時～2025年2月15日午後4時

(一括払)

2月15日～ 6月13日	保険料 = 4,800 円 × 保険金額 (百万円)
6月14日～ 10月13日	保険料 = 3,200 円 × 保険金額 (百万円)
10月14日～ 2月13日	保険料 = 1,600 円 × 保険金額 (百万円)

4 保険料例

補償額 (保険金額)	保険料 (年間)	計算式		
100万円	4,800円	100万円当り保険料 4,800円	× 補償額(保険金額) 1(百万円)	= 保険料(年間) 4,800円
200万円	9,600円	100万円当り保険料 4,800円	× 補償額(保険金額) 2(百万円)	= 保険料(年間) 9,600円
300万円	14,400円	100万円当り保険料 4,800円	× 補償額(保険金額) 3(百万円)	= 保険料(年間) 14,400円
500万円	24,000円	100万円当り保険料 4,800円	× 補償額(保険金額) 5(百万円)	= 保険料(年間) 24,000円
1,000万円	48,000円	100万円当り保険料 4,800円	× 補償額(保険金額) 10(百万円)	= 保険料(年間) 48,000円

※設定の補償(保険)金額に関わらず、巡回販売中の支払限度額は50万円、冷凍・冷蔵損害の支払限度額は100万円です。

5 モデルプラン

いざという時のために、補償を充実させたい薬局の方へ

最近単価が高い薬剤を扱うことも増えてきました。いざという時に備え、出来るだけ充実した補償でリスクに備えたいと考えました。

単価が高い薬剤を扱うことも…
うっかりミスが補償されるのは魅力的。

保冷庫保管中のリスクが補償される
保険があるなんて知りませんでした！



在宅訪問が増えてきたので移動中の
リスクにも備えたいと考えていました。

集中豪雨で店内が水浸しの場合も
補償になるんですね。これは安心！

A 薬局の例

・ 薬剤の在庫高：1,000万円 / 在宅訪問も積極的に実施 / バイオ製剤や抗がん剤等高価格帯の在庫有り

(1) 補償(保険)金額

薬剤の在庫高：1,000万円 = 補償(保険)金額：1,000万円

(2) 保険料

48,000円 (計算式：4,800円×10(百万円))

出来るだけ保険料を抑えたい薬局の方へ

既に火災保険には加入済みだけど、保冷庫保管中の薬剤が補償されるのは魅力…。まずはお試しで加入してみようと思います。

今加入の火災保険に不満は無いからなあ…
保険を全て切り替えるのは少し不安。

今加入の火災保険はそのままで、
上乘せで加入*できるのは良いですね。



まずは、300万円だけ
加入してみようと思います！

B 薬局の例

・ 薬剤の在庫高：500万円 / 来店客が中心 / インスリンや輸液の冷蔵保管在庫有り

(1) 補償(保険)金額

薬剤の在庫高：500万円 ≥ 補償(保険)金額：300万円*

(2) 保険料

14,400円 (計算式：4,800円×3(百万円))

※別途ご加入の火災保険等の保険金額と合算し、予想最高在庫価額を超えない範囲で設定ください。

6 事故例と保険金お支払金額例

◆ 下記加入状況(例)の場合におけるお支払い保険金額例を、事故形態別にCASE.1～CASE.7でご案内します。

【加入状況(例)】 (金額は全て仕入価額ベース)

- ・ 薬剤の平均在庫高：1,000万円
- ・ 本制度での加入金額：300万円
- (別途、火災保険での加入金額：700万円)

CASE.1

火災が発生し、薬局内で薬剤が全て焼失した(火災)

薬局にて火災が発生し、薬局内に保管中の薬剤1,000万円分が全て焼失した。なお焼失した薬剤の廃棄費用は2万円だった。

●お支払する保険金：3,920,000円 (①+②+③=支払保険金)

- 内訳
- ・ 損害保険金：損害額3,000,000円=3,000,000円①
 - ・ 臨時費用保険金^{*1}：支払保険金①×30%=900,000円②
 - ・ 残存物取片付費用保険金^{*2}：20,000円③ (実費)

*損害額と本制度の加入金額との差額700万円は、別途加入の火災保険で支払対象となり得ます。

CASE.2

集中豪雨にて薬剤が水没してしまった(水災事故)

記録の短時間集中大雨情報が発表されるような集中豪雨が発生し店舗に浸水。薬局内で保管中の薬剤の一部である200万円分の薬剤が水没してしまった。なお水没した薬剤の廃棄費用は1万円だった。

●お支払する保険金：2,603,500円 (①+②+③=支払保険金)

- 内訳
- ・ 損害保険金：損害額2,000,000円-自己負担額5,000円=1,995,000円①
 - ・ 臨時費用保険金^{*1}：支払保険金①×30%=598,500円②
 - ・ 残存物取片付費用保険金^{*2}：10,000円③ (実費)

*本制度に加え水災が補償対象の火災保険にご加入の場合、どちらの保険からも保険金請求が可能です。なお、何れかの保険より保険金を受け取った場合、同一損害に対し複数の保険契約から重複して保険金を受け取ることは出来ません。

CASE.3

薬局内で薬剤を誤って床に落とし汚損してしまった(その他不測かつ突発的な事故)

1錠2万円の薬剤を包装シートから取り出した際、誤って3錠床に落とし汚損してしまった。なお汚損した薬剤の廃棄費用は5千円だった。

●お支払する保険金：76,500円 (①+②+③=支払保険金)

- 内訳
- ・ 損害保険金：損害額60,000円-自己負担額5,000円=55,000円①
 - ・ 臨時費用保険金^{*1}：支払保険金①×30%=16,500円②
 - ・ 残存物取片付費用保険金^{*2}：5,000円③ (実費)

*本制度に加え、その他不測かつ突発的な事故が補償対象の火災保険にご加入の場合、どちらの保険からも保険金請求が可能です。なお、何れかの保険より保険金を受け取った場合、同一損害に対し複数の保険契約から重複して保険金を受け取ることは出来ません。

CASE.4

配達途中(薬局～患者宅)で薬剤を破汚損してしまった(患者宅へ配達中の事故)

在宅の療養中の患者に薬剤30日分(仕入原価1.5万円)を届ける際、自動車(自転車)運転中に接触事故が発生。持参していた薬剤が全て破汚損してしまった。なお、破汚損した薬剤の廃棄費用は不要だった。

●お支払する保険金：13,000円 (①+②+③=支払保険金)

- 内訳
- ・ 損害保険金：損害額15,000円-自己負担額5,000円=10,000円①
 - ・ 臨時費用保険金^{*1}：支払保険金①×30%=3,000円②
 - ・ 残存物取片付費用保険金^{*2}：無し③ (実費)

*1：臨時費用は損害保険金の30%(ただし1事故につき300万円が限度) *2：残存物取片付費用は実費(ただし1事故につき損害保険金の10%が限度)

CASE.5

保冷库(冷凍・冷蔵設備)の温度設定を誤り、薬剤が使用不能となった (冷凍・冷蔵損害 <温度設定の過誤>)

インスリンを保冷库で保存中、誤って0°Cに設定し保冷したため、薬剤が凍結し保存中のインスリン100個(仕入原価:1,500円/1個)が全て使用不能となってしまった。

●お支払する保険金：140,000円

・損害保険金：損害額150,000円－自己負担額10,000円＝支払保険金140,000円

CASE.6

敷地内への落雷により停電してしまった(冷凍・冷蔵損害 <電力供給の停止損害①>)

敷地内への落雷により、薬局建物の配電盤が損傷し停電。保冷库が機能停止した結果、保冷库保管中の薬剤10個(仕入原価:7万円/1個)が温度変化に耐えられず使用不能となってしまった。

●お支払する保険金：690,000円

・損害保険金：損害額700,000円－自己負担額10,000円＝支払保険金690,000円

CASE.7

大型台風の影響で停電してしまった(冷凍・冷蔵損害 <電力供給の停止損害②>)

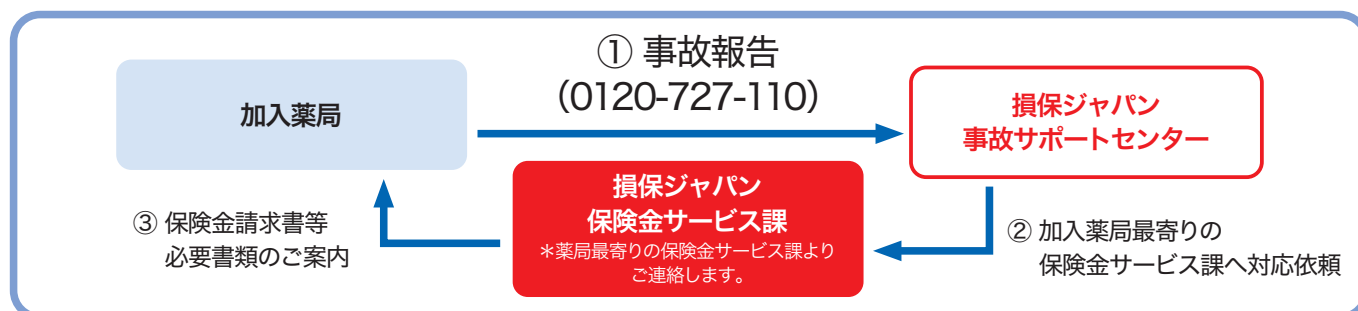
大型台風の影響により、送電線や変電所に多大な損害が発生し停電。停電による機能停止が24時間以上継続した結果、保冷库保管中の薬剤5個(仕入原価:20万円/1個)が温度変化に耐えられず使用不能となってしまった。

●お支払する保険金：990,000円

・損害保険金：損害額1,000,000円－自己負担額10,000円＝支払保険金990,000円

7 補償(保険)金請求の流れ

(1) 補償(保険)金請求の流れ



全国
共通

損保ジャパン
事故サポートセンター：0120-727-110 (受付時間：24時間 365日)

事故が発生した際は、上記事故サポートセンターにお電話ください。お電話の際はオペレーターに下記内容をお伝えいただく必要があるため、会員情報等必要な情報をお手元にご準備の上お電話ください。

- ① 証券番号 : 7140088725
- ② 団体名(契約者名) : 公益社団法人 日本薬剤師会
- ③ 保険制度名 : 薬剤補償制度(動産総合保険)
- ④ 会員情報 : ア. 薬局名、イ. 薬局住所、ウ. 会員氏名、エ. 会員番号
- ⑤ 事故情報 : ア. 発生日時、イ. 発生場所、ウ. 損害の状況

8 加入手続きについて

申込方法	保険料支払方法	必要書類
払込取扱票での申込	郵便局払込み	専用払込取扱票にて郵便局でお振込頂くことでお手続きは完了します。

(※) 本保険は加入者証が発行されません。振替払込請求書兼受領証は加入の証明となりますので、大切に保管してください。

9 申込書類の記入例

【留意事項】

- ・保険料の払込は、同封の専用払込取扱票にてお振込ください。なお、銀行振込、口座振替ではお取扱いしておりません。
- ・保険料を誤って多く払込みされた場合、その差額から返金に要する手数料を差し引いた額をご返金します。ただし、手数料以下の差額の場合はご返金しません。
- ・本制度は加入者証が発行されません。「振替払込請求書兼受領証」が加入の証となりますので、大切に保管してください。

【記入要領】

(1) 薬剤（商品）補償制度

- ① 加入される場合○をつけてください。
- ② 加入される保険金額を記入ください（百万円単位）。
- ③ 右記算式により算出した保険料を記入ください（算式：4,800円×加入保険金額（百万円単位）＝保険料

(2) 新型コロナウイルス感染症対応 店舗休業補償制度

- ① 加入されるプランに○をつけてください。

(3) 共通

- ① 上記 (1) ③にて算出した保険料に (2) の保険料を加えた額を、払込金額欄（2ヶ所）に記載ください。

(※) 新型コロナウイルス感染症対応 店舗休業補償制度については、同封の加入のご案内を必ずご確認のうえお申込みください。

【記入例】

下記条件にて2024年2月14日までに加入した場合の記入例は、以下払込取扱票に朱書きで記載の通りです。

(記載例の加入内容)

- ・薬剤（商品）補償制度に「300万円」の補償（保険）金額、保険期間1年間にて加入。
- ・「新型コロナウイルス感染症対応 日本薬剤師会 店舗休業補償制度」プランBにて加入。

加入される制度それぞれに○をつけてください。

【記入要領】

- ・払込手数料は加入者負担となります。
- ・印字されている氏名や住所、電話番号等が異なっている場合は、二重線で抹消の上訂正ください。（訂正印は不要です。）併せて所属の都道府県薬剤師会にて会員情報の変更手続きを行ってください。

払込取扱票		振替払込請求書兼受領証	
00 東京	金額	0 0 1 9 0 8	金額
	料金	5 7 5 2 9 7	5 7 5 2 9 7
加入者名	備考	加入者名	備考
公益社団法人 日本薬剤師会		公益社団法人 日本薬剤師会	
住所	ご加入のプランに○をつけ保険料を記載ください。	座記番号	
① 東京都〇〇市△△△町□-□	薬剤（商品）補償	5 7 5 2 9 7	
	① 4,800円×3(百万円)＝① 14,400円	金額	金額
	② 15,000円	14,400	14,400
	③ 39,000円	53,400	53,400
店舗名	合計保険料（上記①×②）	ご依頼人	ご依頼人
② ニチャク薬局	※税込金額欄にご記載ください	おなま 日薬 太郎	おなま 日薬 太郎
フリガミ	日	フリガミ	フリガミ
ニチャク タロウ		ニチャク タロウ	ニチャク タロウ
③ 日薬 太郎	附	日薬 太郎	日薬 太郎
会員番号 (4) 9999999	印	9999999	9999999
薬剤師番号		薬剤師番号	

各制度の保険料合計額をそれぞれに記入ください。

加入者証は発行されません。受領証は加入の証明となりますので、大切に保管ください。

専用の払込取扱表を紛失した場合

- 下記、お問い合わせ先にお電話もしくはe-mailにて払込用紙を請求ください。

損保ジャパンパートナーズ株式会社

TEL: 0120-065-606

E-mail: 10_nichiyaku@sjpt.co.jp

受付時間：平日 9:00～17:00

(年末年始、土・日・祝日は休業)

10 Q&A

(1) 加入手続きについて

Q1

申込書類の提出は必要ですか？



必要ありません。本ご案内に同封の専用払込取扱票に必要事項を記入のうえ、郵便局にてお振込いただくだけでお手続きは完了となります。なお、払込取扱票に記載漏れや誤りがあった場合、加入手続きが完了せず補償を受けられない場合がありますので、P5の記載例をご確認の上もれなく正しい記載をお願いします。

Q2

**薬剤師賠償責任保険にも加入しています。
本制度と合算して保険料を振り込んでも良いですか？**



「薬剤師賠償責任保険」の保険料合算しての払込は不可です。「薬剤師賠償責任保険」および「アンチ・ドーピング活動保険」とは入金口座が異なりますので、本ご案内同封の専用払込取扱票を使用し、薬剤師賠償責任保険等の保険料を合算した払込は行わないでください。

Q3

加入者証は発行されますか？



されません。「振替払込請求書兼受領証」が加入を証明するものとなりますので、添書裏面の加入者証台紙に貼付し、大切に保管ください。

Q4

私は薬剤師であり開設者（日薬正会員）ですが、管理薬剤師（日薬正会員）を別に雇用しています。どちらが加入すれば良いですか？



どちらでも構いません。開設者もしくは管理薬剤師いずれか1名でご加入ください。店舗ごとにかかる保険のため、両名で加入する必要はありません。

Q5

複数の店舗を営営しています。どのように加入すれば良いですか？



日薬正会員である各店舗の管理薬剤師名でご加入ください。各店舗の管理薬剤師が日薬非会員の場合は加入できません。

(2) 加入後の手続きについて

Q6

加入後に日本薬剤師会を退会しました。解約が必要ですか？



必要です。都道府県薬剤師会への退会のご連絡とは別に、損保ジャパンパートナーズ株式会社（電話番号は背表紙参照）に退会にともなう解約を行いたい旨ご連絡ください。解約のタイミングにより返戻金が発生する場合があります。
また、本制度は日本薬剤師会正会員を対象とした補償制度のため、退会後は補償対象外となりますのでご注意ください。

Q7

加入後に管理薬剤師が変更となりました。手続きは必要ですか？



都道府県薬剤師会に管理薬剤師の変更の手続きを行えば、保険の変更手続きは不要です。なお、変更後の管理薬剤師が日本薬剤師会正会員ではない場合、保険は無効となりますのでご注意ください。

Q8

加入後に店舗を移転しました。住所変更の手続きは必要ですか？



都道府県薬剤師会に住所変更の手続きを行えば、保険の変更手続きは不要です。

(3) 補償内容について

Q9

本保険で対象となる「薬剤（商品）」とは、どこまでが補償範囲でしょうか。例えば薬剤以外の『医療用チューブ』などの医療材料も含まれますか？



医療用チューブなどの医療材料も含まれます。

薬局内の商品であれば、血液などの値段のつけられないもの以外は全て対象となります。薬剤に限定せず、食料品なども含め販売している商品全般が対象となります。

なお、冷凍・冷蔵損害のみ補償対象は薬剤・医薬品に限ります。

Q10

21錠シートの1錠だけ破・汚損した場合、シート毎の調剤のため商品価値がなくなります。その場合、残り20錠も補償されますか？（低用量ピル、ピロリ菌除去など）



シート毎でなければ商品価値が無いものは1シート全てが補償対象となります。なお、1シートを分割し使用出来るものであれば破・汚損した部分のみが対象となります。

Q11

配達中の定義を教えてください。郵便や宅配便などを使った配送中の事故も補償されますか？



郵便や宅配便などの、宅配業者が行った配送は補償の対象となりません。

薬局の職員が自ら患者宅に持参した場合に発生した事故による損害が補償対象となります。

Q12

冷凍・冷蔵損害とはどのような損害ですか？



薬剤を保管している冷凍・冷蔵設備等（以下、保冷库）が機能停止し、保管中の薬剤が温度変化により使用できなくなった場合の損害です。

なお、機能停止の原因は以下4種類とし、単なる保冷库の経年劣化による故障や誤ってコンセントが抜けたままになっていたといった機能停止は補償対象ではありません。

- ① 保冷库の温度設定ミス
- ② 保冷库の物理的な損傷、損壊、破壊
- ③ 発生原因が**薬局敷地内**の「この保険で補償対象となる偶然な事故^{*}」による、保冷库への電力供給の停止および過電流。

<事故例>

・敷地内への落雷が原因で薬局の配電盤が損壊し、電力供給が停止した結果保冷库で保存中の薬剤が温度変化により使用不能となった。

- ④ **敷地外**に発生した偶然な事故^{*}に起因した電力供給の停止が原因の場合は、**その電力供給の停止が24時間以上継続した場合**に限る。

<事故例>

・暴風により電柱が倒壊したが、復旧に際し倒木などの影響で山間部を中心に立ち入り困難な地域が点在したことから、電力が復旧するまでに24時間以上を要し、長時間電力供給が停止した結果保冷库で保存中の薬剤が温度変化により使用不能となった。

^{*}火災、落雷、破裂・爆発、風・雹・雪災、水災、盗難、建物外部からの物体の衝突・飛来、給排水設備に生じた水濡れ、その他不測かつ突発的な事故などを指します。

Q13

保冷库で保管していない常温保存の薬剤が、温度変化により使用不能になった場合は補償されますか？



単なる温度変化により使用不能となったものは、偶然な事故によるものではないので補償対象とはなりません。温度変化により使用不能となった場合の損害は、保冷库に保管中のみ^{*}に限ります。

^{*}対象となる損害はQ12を参照

Q14

薬剤を落として汚損させてしまった場合、保険金請求は年間分累積して請求できますか？



出来ません。自己負担額は1事故毎に適用となります。

1事故での損害額が自己負担額を上回る場合に、都度ご請求ください。

11 保険のあらし

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
- 加入者ご本人以外の被保険者（補償の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

契約概要のご説明

- この商品は動産総合保険に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：公益社団法人日本薬剤師会
- 保険期間：2024年2月15日午後4時から1年間となります
- 申込締切日：1頁参照
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等
 - 引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - ・加入対象者：日本薬剤師会会員名簿で、薬局または店舗販売業の「開設者」、「法人代表者」、「管理薬剤師」として登録されている日薬正会員である薬剤師の方
 - ・被保険者：本制度に加入した、日本薬剤師会正会員である「開設者」、「法人代表者」、「管理薬剤師」の登録がある薬局（または店舗販売業）
 - ・お手続き方法：5頁参照
 - ・中途加入：保険期間中途でのご加入は、随時受付しています（詳細は1頁、2頁参照）
 - ・中途脱退：この保険契約から脱退（解約）される場合は、引受保険会社までご連絡ください。
- 満期返戻金、契約者配当金：この保険には、満期返戻金、契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

お支払いする主な保険金

お支払する主な保険金	概要
① 損害保険金	・保険金額が保険価額と同額以上の場合は、保険価額を限度に損害額から自己負担額（免責金額）を差し引いた額を損害保険金としてお支払します。 損害保険金 = 損害額 - 自己負担額 ・損害保険金の額が1回の事故につき、てん補限度額（保険金額）を超える場合は、損害保険金はてん補限度額（保険金額）を限度とします。
② 臨時費用保険金	損害保険金がお支払される場合、損害保険金の30%（ただし、1事故につき300万円限度）を臨時費用保険金としてお支払します。 （※）冷凍・冷蔵損害はお支払対象外です。
③ 残存物取片付け費用保険金	残存物取片付け費用保険金（後片付け費用）として、損害保険金の10%を限度に残存物取片付け費用の実費をお支払いします。 （※）冷凍・冷蔵損害はお支払対象外です。

保険金をお支払い出来ない主な場合

- ① 保険契約者、被保険者（補償を受けられる方）または保険金受取人などの故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動※による損害
※暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 - ③ テロ行為※による損害（1つの敷地内において保険金額が10億円以上の場合にかぎります。）
※テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものが、その主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
 - ④ 保険の対象の欠陥・自然の消耗・さび・かび・変色・虫食いなどによる損害
 - ⑤ **地震・噴火・これらによる津波**
 - ⑥ 保険の対象の置き忘れ、紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）による損害
 - ⑦ 使用人などが単独にもしくは第三者と共謀して行った窃盗、盗難、強盗などによる損害
 - ⑧ 管球類（真空管・ブラウン管・電球・LED蛍光など）に単独に生じた損害
 - ⑨ 詐欺または横領による損害
 - ⑩ 保険の対象の加工着手（保険の対象に対して加工作業を加えた時をいいます。）後に生じた損害
 - ⑪ 保険の対象に対する修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験、調整などの作業上の過失または技術の拙劣による損害。ただし、これらによって火災（焦げ損害を除きます。）、破裂または爆発が生じた場合の損害については、保険金のお支払いの対象となります。
 - ⑫ 万引などによる損害
 - ⑬ 棚卸し、検品の際に発見された品不足による損害
 - ⑭ 屋根や外壁、開口部等の建物の隙間から雨水が侵入したことによる損害（雨漏りなど）
 - ⑮ 使用期限切れの商品に対する損害 など
- 《冷凍・冷蔵損害固有》
- ① 冷凍・冷蔵設備の開けっ放しに起因する損害
 - ② 薬剤、医薬品以外の冷凍・冷蔵損害
 - ③ 偶然な事故に起因しない電力供給停止（電源コードに足を引っかけてコンセントから抜けてしまい、電力供給が停止した等）
 - ④ 保冷库（冷凍・冷蔵装置）の経年劣化を原因とした、機能停止による損害
 - ⑤ 敷地外に発生した要因に起因する電力供給停止の内、24時間経過する前に復旧した場合の損害 など

ご加入にあたってのご注意

■告知義務・告知事項（ご契約締結時における注意事項）

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

<告知事項>

■払込取扱票記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

■通知義務・通知事項（ご契約締結後における注意事項）

- (1) 保険契約締結後、通知事項が発生する場合は損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

<通知事項>

■払込取扱票の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること。^(※)

(※) 払込取扱票に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ損保ジャパンまでご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく損保ジャパンまでご通知が必要となります。（ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンまでご通知いただく必要はありません。）

- (2) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- (3) 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

その他ご注意いただくこと（注意喚起情報のご説明）

■この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間です。ただし、個別のご契約により異なる場合がありますので、詳しくは損保ジャパンまでお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、保険料をお支払いいただいた際の振替払込請求書兼受領証および加入者証台紙等にてご確認ください。

■保険責任は保険期間の初日の午後4時（中途加入の場合は、申込日（郵便局受付日）の翌日午前0時）に始まり、末日の午後4時に終わります。

■実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、保険料をお支払いいただいた際の振替払込請求書兼受領証および加入者証台紙等にてご確認ください。

■ご契約を解約される場合には、損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは、損保ジャパンまでお問い合わせください。

■引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

■この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

■保険料をお支払いいただいた際の振替払込請求書兼受領証が加入の証明となりますので大切に保管してください。

■この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ（ご契約申込みの撤回）の対象とはなりません。

主な用語の説明

用 語	定 義
残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の目的の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
他の保険契約等	保険の目的の保管場所または展示場所と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または建物以外のものについて締結されたこの保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険価額	この保険契約に適用される特約に別の定めがないかぎり、損害が生じた地および時における保険の目的の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	損害保険金、臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金をいいます。
免責金額	損害保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

万一事故にあわれたら

■事故が起こった場合は、遅滞なく損保ジャパンまでご連絡ください。遅滞なくご連絡いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

■補償（保険）金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

必要となる書類	
①	保険金請求書 ※保険会社所定フォーム
②	被害品の仕入伝票（写）
③	被害状況の確認できる写真
④	事故発生時の在庫価格が確認できる資料
⑤	（冷凍・冷蔵損害の場合）事故時点で冷蔵設備に被害品を保管していたことが確認できる資料（保管管理リスト等）
⑥	（配達中の事故の場合）薬局の従業員が配達していたことが証明できる資料

（注）事故の内容および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

■前記の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払までの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

■保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」（ナビダイヤル）0570-022808<通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

■個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

(薬剤師賠償責任保険およびアンチドーピング活動保険の問い合わせ先は異なります。各ご案内に記載の問い合わせ先にご連絡ください。)

問い合わせ先

加入方法・制度内容全般についてのお問い合わせは

【取扱代理店】

損保ジャパンパートナーズ株式会社 団体職域第二部

TEL: 0120-065-606

E-mail: 10_nichiyaku@sjpt.co.jp

受付時間: 平日 9:00～17:00 (年末年始、土・日・祝日は休業)

会員確認・入金確認は (契約者)

公益社団法人 日本薬剤師会 総務部 会計・厚生課 損害保険担当

〒160-8389 東京都新宿区四谷 3 丁目 3 番地 1 7階 TEL: 03-3353-1190 FAX: 03-3353-6270

受付時間: 平日 9:00～17:00 (年末年始、土・日・祝日は休業)

事故発生時の報告先

損保ジャパン 事故サポートセンター

TEL: 0120-727-110

受付時間: 24時間 365日

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください (ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合には、損保ジャパンまでお問い合わせください。

引受保険会社



損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

〒160-8338

東京都新宿区西新宿 1-26-1

TEL: 03-3349-9746

受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで